

太良町地域公共交通活性化協議会の設立について

1 協議会を新たに設立する理由

町の人口が減少し高齢化が進む中で、医療・介護・福祉・商業・金融等の様々な活動において、町民の身近な移動手段を確保し、町内の各地域や周辺自治体をつなぐ地域公共交通を構築・維持するまちづくりが必要になっております。

そのためには、太良町の地形や時代のニーズにあった地域公共交通のあり方を、関係する方々と一緒に協議、合意を図りながら、太良町地域公共交通網形成計画の策定を行い、それを基に計画、実行、評価、見直しを継続して実行していくため、太良町地域公共交通活性化協議会を設立し、今後は太良町地域公共交通会議との合同で会議をしていきたいと考えております。

<参考>

協議会の法律上の位置づけ

以下の法律に基づく法定協議会となります。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

略

（地域公共交通網形成計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

略

（地域公共交通網形成計画の作成等の提案）

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通網形成計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通網形成計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通網形成計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

略

◎ 交通会議と交通活性化協議会の違いの説明資料

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
対象交通	バス・タクシーのみ	多様な交通
構成メンバー	同じメンバー (多くの市町が同じメンバーで、合同会議を実施。)	
会議参加 応諾義務	なし	あり
計画策定	任意(補助金なし)	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における 補助金受領	行なえない。	行なえる。
メリット	会議で合意された場合 ・経路の設定 (路線の新規・変更) ・運賃設定 上記のような申請手続きが簡略化・弾力化することが可能になる。	国からの支援が受けることができる。 国からの補助は、協議会へ行われる。

交通会議と、交通活性化協議会の協議内容は、ほぼ共通する内容になりますので、構成メンバーは同じ方をお願いしたいと考えております。

太良町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 太良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、太良町役場内に置く。

（業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 網形成計画の実施に関する連絡調整
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の委員）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員として委員となっている者の任期については、その職にある期間とする。
- 3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、太良町長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員職務）

第7条 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納の監査を行い、その結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

- 第8条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第9条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、太良町役場企画商工課内に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 協議会の運営及び事業に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、公布の日から施行し、平成29年3月28日から適用する。

別表（第4条関係）

関係条項委員

- | | |
|------------|---|
| 法第6条第2項第1号 | 太良町長 |
| 法第6条第2項第2号 | 公共交通事業者
社団法人佐賀県バス・タクシー協会
佐賀県杵藤土木事務所 |
| 法第6条第2項第3号 | 鹿島警察署
住民利用者
学識経験者
太良町商工会等 |

太良町地域公共交通活性化協議会役員について

副会長

監 事

太良町地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、太良町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第4項の規程に基づき、太良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（代理出席）

第3条 規約別表に定める委員が、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理のものを出席させることができる。

（会議録の作成）

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の所属、職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第5条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、非公開とされた部分については、これを公開しないことができる。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は、10名程度とする。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び名前を記入しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年3月28日から適用する。

太良町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、太良町地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、太良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、太良町役場企画商工課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、太良町役場企画商工課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、太良町文書事務取扱規程に準ずるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、太良町公印規程に準ずるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年3月28日から適用する。

別表

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
太良町地域 公共交通 活性化協議会 会長之印	会 活 公 太 長 性 共 良 之 化 交 町 印 協 通 地 会 議 交 域	てん書	24mm×24mm	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

太良町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、太良町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、太良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算）

第3条 協議会の予算は、国からの補助金、太良町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算について協議会の承認を得たときは当該予算書の写しを速やかに太良町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを編成し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協議会の承認を得た場合に準用する。

（予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、太良町財務規則に準ずるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、太良町財務規則に準ずるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算に関する資料を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第7条の3の規定に定められた監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに太良町長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年3月28日から適用する。

別表第1

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費
		2 調査研究費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

太良町地域公共交通活性化協議会平成29年度事業計画（案）について

実施項目	実施内容
意識調査 4月～6月	平成28年度で実施した住民アンケート調査以外で、学校、施設（公共施設・買い物）利用者、老人団体、地区の代表者の意見交換等を必要に応じて行い、網形成計画や交通運行計画などに反映させるために実施予定。
将来構想の検討 4月～6月	<p>問題点・課題を精査し、太良町の上位・関連する計画から、地域公共交通のあるべき姿（理念）とそれを実現させていく方針（施策の基本的方向）の案を作成。</p> <p>上位・関連計画等</p> <p>①第4次太良町総合計画（平成24～31年度） ②太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度） ③太良町過疎地域自立促進計画（平成28～32年度）</p>
運行計画案の作成 4月～7月	現行公共交道路線の評価をまず行い、現行路線の見直しや、交通空白地域への公共交通を検討し、実現可能な公共交通運行計画（案）を作成予定。
住民説明会 8月～9月	<p>運行計画（案）に対する説明会を実施予定。</p> <p>なお、この説明会では「地域公共交通への意識の啓発」の場として合わせて取り組み、町民の方々に地域公共交通を共に考えてもらう場としても取り組む予定。</p>
地域公共交通網形成計画の作成 5月～12月	<p>(1) 計画（案）の作成 国土交通省が示す地域公共交通網形成計画の形式に従って太良町地域公共交通網形成計画書の案を作成。</p> <p>(2) パブリックコメント 太良町地域公共交通網形成計画書（案）に対する住民意見を聞くためのパブリックコメントを実施。</p> <p>(3) 計画（最終案）の作成 パブリックコメントの結果を踏まえて、計画（最終案）を作成。</p>

協議会開催 年4回予定	<p>太良町地域公共交通活性化協議会は、以下の審議内容で実施しを予定しております。</p> <p>第1回：公共交通関連現況調査、住民意識調査、課題の整理の調査報告書、運行計画（案）</p> <p>第2回：太良町地域公共交通網形成計画書の策定（案）</p> <p>第3回：平成30年度事業計画（案）</p> <p>第4回：太良町地域公共交通網形成計画書策定および平成30年度事業予算（案）</p>
----------------	---

計画の策定スケジュール（案）

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
補足調査	①対象別意識調査		—											
	②デマンド交通事例調査・先進地視察		—											
将来の検討			—											
運行計画案の作成、評価			—	—	—	—								
住民説明会	①地区別説明会			—	—									
	②関係団体別説明会			—	—									
地域公共交通網形成計画の作成	①計画(案)の検討		—	—	—	—	—	—						
	②パブリックコメント							—	—					
	③計画(最終案)の作成								—	—				
計画書等の作成	①計画書									—	—			
	②概要版										—	—		
打合せ協議	①協議会				◎			◎		◎			◎	
	②国、県との協議				●			●		●				
	③太良町との打合せ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

太良町地域公共交通活性化協議会 平成 29 年度予算（案）について

歳入

款	項	目		金額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金		2,750,000	・ 太良町負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	国庫補助金		2,750,000	・ 地域公共交通確保 維持改善事業費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入		0	
計				5,500,000	

歳出

款	項	目		金額	説明
1 総務費	1 総務費	1 会議費	報酬	164,000	・ 委員報酬
			旅費	158,000	・ 委員旅費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	需用費	40,000	・ 事務用品等
			役務費	30,000	・ 通信運搬費等
		2 調査研究費	委託料	5,100,000	・ 太良町地域公共交通網 形成計画策定委託業務
3 予備費	1 予備費		予備費	8,000	
計				5,500,000	